

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第7条第2項
処 分 の 概 要	許可証の書換え又は再交付
原権者（委任先）	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第32条（許可証の書換への申請）、第33条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	5日（書換えにあつては3日）（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先	申請者の住居地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先	愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考	